

第2種特定化学物質及び第2種特定化学物質
使用製品の実績・予定数量等に係る記載要領

経済産業省 産業保安・安全 G
化学物質管理課 化学物質安全室

令和8年度（2026年度）版

目 次

はじめに	1
I. 第2種特定化学物質等を製造輸入される方へ	2
II. 記載に当たっての主な注意事項	3
III. 届出書の届出及び記載方法	5
(1) 届出の対象者及び様式.....	5
(2) 変更届出が必要となる届出事項.....	6
(3) 届出期間.....	6
(4) 届出方法.....	7
(5) 各様式の記載方法.....	10
①-1. 様式第13 について.....	10
①-2. 様式第13 各項目の記載注意事項について.....	13
②-1. 様式第14 について.....	17
②-2. 様式第14 各項目の記載注意事項について.....	20
(6) お願い.....	23
IV. 提出及び問合せ先	23
【別添1】第2種特定化学物質一覧.....	24
【別添2】第2種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品一覧.....	25
【参考】届出に関する参照情報（様式等）.....	26

※届出様式等は、下記 URL をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/class2specified.html

はじめに

本要領は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）」に基づく第2種特定化学物質の製造（輸入）予定数量及び第2種特定化学物質使用製品の輸入予定数量の届出並びに第2種特定化学物質等の前年度の製造（輸入）実績数量等の届出を行うためのものであり、令和7年4月1日施行「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則」の新様式に基づく届出の要領となります。

「化審法」における届出様式や届出期間等を本要領にて確認し、法令を遵守した届出を行ってください。

なお、一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の届出書の作成方法については、「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」を参照してください。

【参照：化審法について】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

【届出された情報の取り扱いについて】

届出された情報は、化審法の執行支援を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と共有させていただきます。届出された内容については、必要に応じて経済産業省、NITEから照会させていただくことがあります。照会は届出年度には限りませんのでご了承ください。

また、必要に応じて化審法を共管する厚生労働省及び環境省とも共有させていただきます。なお、化審法等化学物質管理政策以外の目的で使用されることはありません。

I. 第2種特定化学物質等を製造輸入される方へ

- ① 第2種特定化学物質を一年度（4月～翌3月）に1kg以上製造輸入する場合、製造輸入を行う日の一月前までに「様式第14」により製造輸入予定数量等の届出が必要です。
- ② また、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（以下「政令」という。）第8条で定める製品で第2種特定化学物質が使用されているもの（以下「第2種特定化学物質使用製品」という。）を輸入する場合は、含有されている第2種特定化学物質の数量が一年度（4月～翌3月）に1kg以上の場合、輸入を行う日の一月前までに「様式第14」により輸入予定数量等の届出が必要です。**なお、輸入予定数量は製品全体の輸入予定数量を記載ください。**
- ③ さらに、上記①、②の届出をした者は、翌年度に「様式第13」により前年度の製造輸入数量等の届出が必要です。

なお、①、②、③の届出は、法人だけでなく個人も届出対象者になります。

※ 現在、輸入予定数量等の届出が必要である第2種特定化学物質使用製品として政令で指定されている製品は、「トリブチルスズ化合物を含有する塗料」のみです。（別添2参照）

※ 令和6年度末（2024年度末）まで優先評価化学物質 通し番号86であった「 **α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル）」（以下「NPE」という。）は、令和7年（2025年）4月1日に第2種特定化学物質に指定されました。このため、NPEを令和8年度中に製造又は輸入予定の場合には、令和8年度（2026年度）製造輸入予定数量等の事前の届出が必要となります。**なお、NPEは、輸入予定数量等の届出が必要である第2種特定化学物質使用製品の指定はありません。****

また、令和7年度にNPEの製造輸入予定数量等の届出をした者は、令和8年度に令和7年度の製造輸入数量等の実績の届出が必要です。

Ⅱ. 記載に当たっての主な注意事項

注意点 1

●届出について

- ① 化学物質（第2種特定化学物質）ごとに届出を行ってください。なお、**同一の製造・輸入者が、同一の第2種特定化学物質等を複数の事業所で製造・輸入した場合や、異なる部門で製造・輸入した場合には、事業者全体の製造・輸入数量を集計して届出を行ってください。**（同一事業者で異なる事業所間を移送した場合等に届出漏れや重複が生じないように注意してください。）
- ② 届出の単位は **キログラム(kg)** です。**端数がある場合には、小数点第1位を四捨五入した数値で届出を行ってください。**（例:170.2kgは170kg、1.5kgは2kgとなります。）
- ③ 第2種特定化学物質の製造（輸入）及び第2種特定化学物質使用製品の輸入の**実績数量届出**は、「様式第13」（監視化学物質と共通の様式）を使用してください。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/todokedeyoushiki_dai13_2025.xlsx
- ④ 第2種特定化学物質の製造（輸入）及び第2種特定化学物質使用製品の輸入の**予定数量届出並びに予定数量の変更届出**は、「様式第14」を使用してください。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/2toku/todokedeyoushiki_dai14_2025.xlsx
- ⑤ 都道府県番号は、下記 URL の「都道府県コード表」を参照してください。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/table_prefecture_recode.pdf
- ⑥ 国・地域番号は、下記 URL の「国・地域別コード表」を参照してください。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/table_countrycode.pdf
- ⑦ 用途番号は、下記 URL の「化審法に用いる化学物質用途分類表 Ver. 2」及び「用途分類解説資料」を参照してください。なお、3桁の用途番号は、様式第11～第14すべて共通です。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/yusenyo_to_2019fy.pdf
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/yotokai_setsu_2019fy.pdf

注意点 2

●届出に関する罰則について

届出は、化審法の規定に基づき第2種特定化学物質を製造し、又は輸入（第2種特定化学物質使用製品を含む）しようとする者及びした者に義務付けられているものです。届出を行わない若しくは虚偽の届出をした場合又は届出した予定数量以上に製造・輸入を行った場合等には罰則が定められています。

【罰則規定】

化審法第58条第4号	1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又はこれを併科（予定数量の届出義務違反又は予定数量の超過）
化審法第60条第2号	30万円以下の罰金（実績数量の届出義務違反又は虚偽の届出）
化審法第61条第2号	5000万円以下の罰金（予定数量の届出義務違反又は予定数量の超過に係る法人重科）
化審法第61条第3号	30万円以下の罰金（実績数量の届出義務違反又は虚偽の届出に係る法人重科）
化審法第62条第1号	20万円以下の過料（予定数量変更の届出義務違反又は虚偽の届出）

Ⅲ. 届出書の届出及び記載方法

(1) 届出の対象者及び様式

各届出の対象者及び使用する様式は以下の通りです。

●第2種特定化学物質

様式	届出内容	届出対象者
第 14	① 予定数量等の届出	製造又は輸入をしようとする者 (【注意】第2種特定化学物質を全量他の化学物質に変化させることを目的として、ある事業所で製造し、自社の他の事業所に移送する場合も対象です。様式第13及び第14の備考8参照。)
	② 予定変更の届出	左記①の届出事項を変更しようとする者
第 13	③ 前年度の製造・輸入等実績数量の届出	前年度に左記①の届出をした者(*)

●第2種特定化学物質使用製品

※製品の重量及び製品中に含まれる第2種特定化学物質の含有率を届出します。

様式	届出内容	届出対象者
第 14	① 予定数量等の届出	輸入をしようとする者
	② 予定変更の届出	左記①の届出事項を変更しようとする者
第 13	③ 前年度の輸入等実績数量の届出	前年度に左記①の届出をした者(*)

なお、以下の場合には、右側に記載した者が届出対象者となります。

- 第2種特定化学物質等の製造委託契約を結んでいる場合・・・製造した受託者
- 製造者間で第2種特定化学物質等の融通が行われた場合・・・製造した者
- 他の者の代行で第2種特定化学物質等を輸入した場合・・・輸入した代行者

(*) 様式第14により製造輸入予定数量を届出されたものの、実績が無かった、あるいは1.0kg未満であった場合でも、様式第13による届出が必要です。

様式第 13 及び第 14 の届出が「不要」な場合は以下の通り。

- (a) 第 2 種特定化学物質等が「食品衛生法」、「農薬取締法」、「肥料取締法」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する化学物質に該当する場合
- (b) 試験研究のために製造又は輸入した場合
- (c) 第 2 種特定化学物質をある事業所で製造し、同一の製造者が同一事業所内でその全量を第 2 種特定化学物質以外の化学物質に変化させた場合
- (d) 第 2 種特定化学物質を国内から購入した場合、又は精製等（化学反応を伴わない）のみを行った場合
- (e) 他の化学物質に不純物として含まれる第 2 種特定化学物質の含有割合が 1 重量%未満の場合

(2) 変更届出が必要となる届出事項

様式第 14 で届出した以下の届出項目に変更が見込まれる場合は、事前に変更届出が必要です。

- 2. (1) の第 2 種特定化学物質等の名称（第 2 種特定化学物質使用製品の名称）
- 2. (2) の年度計 製造予定数量、輸入予定数量、出荷予定合計数量（増減いずれの場合も）
- 3. (1) の製造する事業所名及びその所在地（輸入予定の場合は製造される国名又は地域名）

(3) 届出期間

様式	届出内容	届出期間
第 14	① 予定数量等の届出	製造又は輸入を行う日の一月前まで
	② 予定変更の届出	届出に係る事項に変更があるときは、遅滞なく
第 13	③ 前年度の製造・輸入等実績数量の届出	書面：4月1日～6月30日（6月30日必着） 電子・光ディスク：4月1日～7月31日 （光ディスク郵送の場合は、7月31日必着）

(4) 届出方法

様式	届出	届出方法	届出書作成支援ソフトでのデータ作成
第 14	① 予定数量等の届出	書面、光ディスク、電子申請	○
	② 予定変更の届出	書面、光ディスク、電子申請	○
第 13	③ 前年度の製造・輸入等実績数量の届出	書面、光ディスク、電子申請	○ (0.5 kg未満の届出データはソフトでは作成できません。様式第 13 に必要事項を記載・印刷し、ご提出ください。)

【届出書作成支援ソフトについて】

- 届出書作成支援ソフトの入手等は、下記 URL を確認してください。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/menseki_jikou.html
- 「届出書作成支援ソフト(ver. 05. 00. 00. 00)」により届出書を作成することが必要です。
- 2025 年度より届出書様式等が改正されたため、**ver. 04 で作成された届出書は受付できません。なお、届出書作成支援ソフトは、ver. 04 から自動更新はできません。**今後のバージョンアップに自動更新を適用するためには、お手数でも ver. 05. 00. 00. 00(最新版)のダウンロードをしたうえで、インストールが必要になりますのでご了承ください。
- 2025 年 3 月に公開した ver. 05. 00. 00. 00 から一部不具合を改修して、2025 年 6 月に ver. 05. 00. 00. 00 を公開しております。改修内容とエラーメッセージの注意事項については[こちら](#)をご確認ください。(それ以外にも不具合やご不明点等ございましたら、「IV. 提出及び問い合わせ先」に記載の経済産業省化学物質管理課化学物質安全室までお問い合わせください)
- マスタ辞書は、2026 年 4 月 1 日中に更新されますので、必ず更新し、ver16. 00. 00. 00 になったことを確認してから届出書を作成してください。マスタ辞書の詳細説明は NITE のウェブサイトを確認してください。
https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/ippan_todokede/jisyo02.html

(a) 書面により提出する場合

様式第 13「監視化学物質又は第 2 種特定化学物質等製造数量等届出書」又は様式第 14「第 2 種特定化学物質製造（輸入）予定数量等届出書又は変更届出書（第 2 種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書又は変更届出書）」に必要事項を記載の上、「**IV. 提出及び問合せ先**」に郵送してください。

下記 URL の「2. 様式」を確認し、最新の様式で届出を行ってください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/class2specified.html

書面の場合でも、届出書作成支援ソフトを用いて届出書を作成いただくことを推奨していません。届出データを入力し、届出書を印刷することが可能です。自動で記載チェックを行うこともできますので、ご活用いただきますよう、お願いいたします。

(b) 光ディスク（CD-R、DVD-R 等）により提出する場合

届出書作成支援ソフトで届出データを作成してください。届出書作成支援ソフトの入手等は、上記の【届出書作成支援ソフトについて】を確認してください。

届出書作成支援ソフトから印刷した「様式第 18 光ディスク提出票」書面 1 通及び届出書作成支援ソフトから出力したデータ（xml 形式）を光ディスクに書き込み（記録）し、「**IV. 提出及び問合せ先**」に記載の提出先まで郵送してください。

なお、一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質の届出も光ディスクで行う場合は、第 2 種特定化学物質の届出とは別の手続きとなりますので、ファイルを分け、別々の光ディスクに記録してください。その際、封書を分けて送付する必要はありません。

(c) 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用した電子申請で提出する場合

※今年度より様式第 14 も電子申請できるようになりました。

① 事前に G ビズ ID の取得が必要です。

G ビズ ID には、G ビズ ID プライム、G ビズ ID メンバー、G ビズ ID エントリーという 3 種類のアカウントがありますが、化審法の電子申請には **G ビズ ID プライム、G ビズ ID メンバーのみ使用可能**となります。G ビズ ID の取得は、事前の申請が必要です。申請は、デジタル庁「[G ビズ ID \(https://gbiz-id.go.jp/top/\)](https://gbiz-id.go.jp/top/)」のページよりお願いいたします。

【G ビズ ID ご利用時の注意事項】

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/notes/gbiz-id-use.html>

※例えば、e-Gov アカウントなどから G ビズ ID アカウントにアカウント種別を変更する際など、こちらの注意事項を御参照ください。

【ご注意】昨年度までの「届出者等コード（7桁のID）」は廃止になりました。今年度の届出から使用できません。

- ② 届出書作成支援ソフトで届出データを作成してください。届出書作成支援ソフトの入手等は、上記の【届出書作成支援ソフトについて】を確認してください。
- ③ 届出書作成支援ソフトから出力した届出データ（xml形式）を電子政府の総合窓口（e-Gov）経由で提出してください。電子政府の総合窓口（e-Gov）の届出操作方法は、必ず下記URLに掲載している「e-Gov 電子申請システムを使用した一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質の製造数量等届出マニュアル」にて確認してください。届出以外のe-Gov操作の詳細については、「e-Gov 初心者ガイド（全編）」を参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippansystem/e-gov_manual.pdf

e-Gov のログインは、必ず G ビズ ID（プライムかメンバー）で行ってください。

※実績届出は、G ビズ ID（プライムかメンバー）以外のアカウント（e-Gov アカウント等）でログインした場合は受付できません。電子署名用の電子証明書の添付でも受付できません。

（e-Gov の手続き画面に、「電子署名必要」と記載されていますが、電子署名は不要です。G ビズ ID プライムかメンバーでログインをしてください。）

※一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質の届出も電子申請で行う場合は、**第2種特定化学物質の届出とは別の手続きとなりますので、ファイルを分けて別々に届出してください。**

※また、「**第2種特定化学物質の予定届出、予定変更届出の手続き**」は、「**第2種特定化学物質の実績、一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質の実績の届出の手続き**」とはe-Govでの手続きURLが異なりますのでご注意ください。

(5) 各様式の記載方法

①-1. 様式第13 について

※様式第14を提出した事業者は、実績が1.0kg未満の場合も様式第13を提出してください。

様式第13(第10条第2項、第15条第2項関係)	
書類名	監視化学物質又は第2種特定化学物質等製造数量等届出書
提出日(西暦)	年 月 日
あて先	経済産業大臣 殿
1. 化学物質の区分及び届出者の氏名・住所	
化学物質の区分及び適用条文(該当するものに○印を記入)	
(1) 監視化学物質(法第13条第1項)	<input type="checkbox"/>
(2) 第2種特定化学物質(法第35条第6項)	<input type="checkbox"/>
(3) 第2種特定化学物質使用製品(法第35条第6項)	<input type="checkbox"/>
《注：第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の次年度予定数量又は変更数量は、別途様式第14で届出すること》	
届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
届出者の住所	
法人番号	
担当部署、担当者氏名及び連絡先	
担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
備考	
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	
2. 本届出書の作成にあたっては、記載要領を参考とすること。	
3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0kg以上の場合は届け出なければならない。	
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。	
5. 名称は、第2種特定化学物質の名称又は第2種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第2種特定化学物質の名称を記載すること。	
6. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Cheical Abstracts Service)によつて個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。	
7. 記入単位はkgとして、小数点以下は四捨五入の上記入すること。	
8. 製造数量・出荷数量には、同一企業内の他の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めること。また、その場合には、全量他の化学物質に変化させた事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。なお、同じ事業所内で全量他の化学物質に変化させた場合は、記載不要である。	
9. 具体的な用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち詳細用途番号「y」又は「z」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。	
10. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。	

西暦で記載してください。

(2) 第2種特定化学物質又は
(3) 第2種特定化学物質使用製品
のいずれかに○印をしてください。

届出内容について後日照会する場合がありますので、届出書の担当者欄に必ず担当部署、担当者氏名、連絡先(電話番号・メールアドレス)の記載をお願いします。

(2)当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した場合は製造された国・地域別輸入数量

《注：第2種特定化学物質使用製品の輸入数量を含む》

都道府県番号	製造数量	国・地域番号	輸入数量
<input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)

都道府県番号は、都道府県コード表の番号で記載してください。
国・地域番号は、国・地域別コード表の番号を記載してください。

(3)都道府県(又は国・地域別)ごとの用途別出荷数量

都道府県又は国・地域番号	用途番号及び詳細用途番号	出荷数量
<input type="text"/>	<input type="text"/> - <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
	具体的用途 (<input type="text"/>)	
<input type="text"/>	<input type="text"/> - <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
	具体的用途 (<input type="text"/>)	
<input type="text"/>	<input type="text"/> - <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
	具体的用途 (<input type="text"/>)	
<input type="text"/>	<input type="text"/> - <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
	具体的用途 (<input type="text"/>)	
<input type="text"/>	<input type="text"/> - <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
	具体的用途 (<input type="text"/>)	
<input type="text"/>	<input type="text"/> - <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
	具体的用途 (<input type="text"/>)	
<input type="text"/>	<input type="text"/> - <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
	具体的用途 (<input type="text"/>)	
<input type="text"/>	<input type="text"/> - <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
	具体的用途 (<input type="text"/>)	

化学物質用途分類表より、該当すると考えられる用途を選択し、用途番号（3桁の数字）と詳細用途番号（1文字のアルファベット）で記載してください。
詳細用途番号で、アルファベットが「y」又は「z」の場合は、具体的用途を記載してください。

①-2. 様式第 13 各項目の記載注意事項について

● 1. 化学物質の区分及び届出者の氏名・住所

・ 化学物質の区分及び適用条文（該当するものに○印を記入）

「（２）第２種特定化学物質（法第 35 条第 6 項）」又は「（３）第２種特定化学物質使用製品（法第 35 条第 6 項）」のどちらかに“○”をしてください。

・ 法人番号

13 桁の「法人番号」を記載してください。

法人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁が法人に対して指定した番号です。法人番号が不明な場合は、国税庁のウェブサイト等で確認してください。

個人事業者等法人番号を有していない場合は空欄としてください。届出書作成支援ソフトを利用される場合は、経済産業省化学物質安全室にご連絡ください。法人番号の代わりとなる番号を付与します。

● 2. 製造数量及び輸入数量等（実績値の報告）

(1) 化学物質名称等

監視化学物質又は第 2 種特定化学物質等の名称と番号

・ 監視化学物質又は第 2 種特定化学物質等の名称

「第 2 種特定化学物質の名称（政令名称）」又は「第 2 種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第 2 種特定化学物質の名称（政令名称）」を記載してください。

・ 物質管理番号

政令第二条における「号数」を、左詰めで記載してください。

物質管理番号欄が空欄の場合、届出書を受け付けることができません。ご注意ください。

・ 物質名称（1～3）

製造・輸入した化学物質が第 2 種特定化学物質の政令名称と一致しない場合は、その名称を記載してください。

・ CAS 登録番号（CAS RN）（1～3）

上記の物質名称の CAS 登録番号を記載してください。

なお、CAS 登録番号がない場合に番号を取得することや、把握していない場合に有料データベースを検索することを求めているものではありません。

1 つの物質管理番号に対して複数の CAS 登録番号がある場合は、1～3 の枠にそれぞれの CAS 登録番号を記載してください。

(2) 製造数量、輸入数量及び出荷数量

記入単位は「kg」です。

小数点以下を四捨五入した数値で届出を行ってください（例：170.2 kgの場合は170 kg、1.5 kgの場合は2 kgとなります。1.0kg 未満の実績届出を行う場合は、0.8 kgの場合は1 kg、0.4 kgの場合は0 kg。）

第2種特定化学物質使用製品の場合は、製品の重量を記載してください。

・年度計 製造・輸入合計数量

「製造数量」及び「輸入数量」には記載しない1 kg未満の数量も含めた実際の合計数量を**実数**（小数点以下を四捨五入）で記載してください。

※様式第14により製造輸入予定数量を届出されたものの、実績が無かった、あるいは1.0kg 未満であった場合でも、様式第13による届出が必要です。

「0kg」と記載する場合は、届出書作成支援ソフトが使えませんが書面でご提出ください。

・年度計 製造数量 及び 年度計 輸入数量

製造、輸入各数量が1 kg未満の場合は、各々記載不要です。

・年度計 出荷合計数量

3. (3) 用途別出荷数量に記載した1 kg以上の出荷数量の合計値ではなく、実際に出荷した全ての出荷数量（1 kg未満の出荷を含む）の合計を**実数**で記載してください。そのため、「出荷合計数量」は用途別の「出荷数量」の合計値と一致しない場合があります。

出荷数量は製造又は輸入した年度にかかわらず、当該年度に出荷した化学物質の数量となりますので、在庫の状況により製造・輸入合計数量と出荷合計数量が一致しない場合があります。

・製品中に含まれる第2種特定化学物質の含有率

第2種特定化学物質使用製品の場合のみ、記載してください。現在、第2種特定化学物質使用製品として政令で指定されている製品は、「トリブチルスズ化合物を含有する塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）」のみです。

含有率に幅がある場合は、最大の含有率を記載ください。

1%未満の含有率を記載する場合は、届出書作成支援ソフトが使えませんが書面でご提出ください。

● 3. 化学物質の製造等

(1) 製造した事業所名及びその所在地

当該化学物質を製造した日本国内の事業所の名称と所在地（都道府県から番地まで）を記載してください。複数の事業所で製造した場合は複数箇所を記載してください。
輸入の場合は、記載しないでください。

(2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した場合は製造された国・地域別 輸入数量

都道府県番号は、下記 URL の「都道府県コード表」を参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/table_prefecturecode.pdf

国・地域番号は、下記 URL の「国・地域別コード表」を参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/table_countrycode.pdf

・ 都道府県番号／製造数量

都道府県別製造数量が 1 kg 以上ある場合、「都道府県番号」及び「製造数量」を記載してください。なお、**都道府県番号には百の位に「0」を記載してください。**

「製造数量」には「都道府県番号」に記載した都道府県での製造数量を実数で記載してください。**「製造数量」が 1 kg 以上ある場合は「都道府県番号」を必ず記載してください。**「製造数量」が 1 kg 未満の場合は「都道府県番号」及び「製造数量」の記載は不要です。どちらかだけの記載は誤りです。

・ 国・地域番号／輸入数量

製造された国・地域別の輸入数量が 1 kg 以上ある場合、「国・地域番号」及び「輸入数量」を記載してください。

「輸入数量」には「国・地域番号」に記載した国・地域からの輸入数量を実数で記載してください。**「輸入数量」が 1 kg 以上ある場合は「国・地域番号」を必ず記載してください。**「輸入数量」が 1 kg 未満の場合は「国・地域番号」及び「輸入数量」の記載は不要です。どちらかだけの記載は誤りです。

(3) 都道府県（又は国・地域別）ごとの用途別出荷数量

記入単位は「kg」です。小数点以下を四捨五入した数値で届出を行ってください（例：2.4 kg の場合は 2 kg、150.7 kg の場合は 151 kg となります）。

都道府県別（又は国・地域別）及び用途別で**「出荷数量」が 1 kg 以上ある場合は「都道府県又は国・地域番号」及び「用途番号及び詳細用途番号」を必ず記載してください。**

「出荷数量」が 1 kg 未満の場合は「都道府県又は国・地域番号」、「用途番号」、「出

荷数量」の記載は不要です。

・ 都道府県又は国・地域番号

国内に出荷した場合は都道府県番号を、海外に出荷（輸出）した場合は国・地域番号を記載してください。**その際、都道府県番号には百の位に「0」を記載してください。**

・ 用途番号

出荷に係る用途は、「化審法に用いる化学物質用途分類表 Ver. 2」の中の用途番号（3桁の数字）及び詳細用途番号（1文字のアルファベット）から選択してください。出荷先等からの情報をもとに、該当する番号を選択してください。

「用途番号」の3桁の数字は一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質も含め、全区分の物質に共通です。

輸出の場合は、海外における用途にかかわらず、用途番号「199-a（輸出用のもの）」を選択してください（出荷先は国・地域番号を記載してください）。

用途分類及び詳細用途分類に当てはまると思われる番号が見当たらない場合には、用途番号「198-z（その他の原料、その他の添加剤）」を選択し、下部のカッコ内に**「具体的な用途」**を記載してください。

また、用途分類には該当する番号があるものの、詳細用途分類には当てはまるものが見当たらない場合には、用途番号「 $\Delta\Delta\Delta$ （3桁の番号）-y又はz（その他）」を選択し、下部のカッコ内に**「具体的な用途」**を記載してください。

なお、「y又はz（その他）」以外の詳細用途番号を選択した場合は、下部のカッコ内に「具体的な用途」を記載する必要はありません。

②-1. 様式第14 について

		1/3
様式第14(第13条第2項、第14条関係)		
書類名	第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等届出書又は変更届出書 (第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書又は変更届出書)	
提出日(西暦)	年 月 日	西暦で記載してください。
あて先	経済産業大臣 殿	
1. 届出書の種類及び届出者の氏名・住所		
届出書の種類及び適用条文(該当するものに○印を記入)		
(1) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等届出書(法第35条第1項)	<input type="checkbox"/>	いずれか1つに“○”印をしてください。
(2) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書(法第35条第1項)	<input type="checkbox"/>	
(3) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等変更届出書(法第35条第2項)	<input type="checkbox"/>	
(4) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等変更届出書(法第35条第2項)	<input type="checkbox"/>	
届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名		
届出者の住所		
法人番号		
担当部署、担当者氏名及び連絡先		
担当部署	届出内容について後日照会する場合がありますので、 届出書の担当者欄に必ず担当部署、担当者氏名、連絡先(電話番号・メールアドレス)の記載をお願いします。	
担当者氏名		
電話番号		
メールアドレス		
備考		
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。		
2. 本届出書の作成にあたっては、記載要領を参考とすること。		
3. 四捨五入前の製造・輸入予定合計数量が1.0 kg 以上の場合は届け出なければならない。		
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。		
5. 名称は、第2種特定化学物質の名称又は第2種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第2種特定化学物質の名称を記載すること。		
6. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Cheical Abstracts Service)によつて個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。		
7. 記入単位は kg として、小数点以下は四捨五入の上記入すること。		
8. 製造予定数量・出荷予定数量には、同一企業内の他の事業所で全量他の化学物質に変化する予定数量を含めること。なお、同じ事業所内で全量他の化学物質に変化させる場合は、記載不要である。		
9. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち詳細用途番号「y」又は「z」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。		
10. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。		

2. 製造予定数量及び輸入予定数量等

(法第35条第2項の場合は、変更後の数量を記入)

(1)化学物質名称等

第2種特定化学物質等の名称と番号

第2種特定化学物質等の名称

物質管理番号

(物質管理番号は左詰め)

製造・輸入する化学物質の名称と番号

製造・輸入する化学物質が第2種特定化学物質の官報公示名称と一致する場合

物質名称1

CAS登録番号(CAS RN) 1

物質名称2

CAS登録番号(CAS RN) 2

物質名称3

CAS登録番号(CAS RN) 3

(2)製造予定数量、輸入予定数量及び出荷予定数量

西暦

年度

製造・輸入予定合計数量が1.0kg 以上の場合、届出が必要。

製造・輸入予定合計数量

(kg)

製造予定数量

(kg)

輸入予定数量

(kg)

出荷予定合計数量

(kg)

製品中に含まれる第2種特定化学物質の含有率

(%)

第2種特定化学物質使用製品の届出の場合
は、記載してください。「第2種特定化学物質の名称」又は「第2種特定化学物質
使用製品の名称及び当該製品に含有されている第2種特定
化学物質の名称」を記載してください。政令第二条における号数を左詰で記載してくださ
い。

空欄の場合、受け付けることができません。

西暦で記載してください。

「出荷予定合計数量」は用途別出荷予定数量に記載した
1kg以上の出荷予定数量の合計値ではなく、実際に出荷
する全ての出荷予定数量（小数点第一位を四捨五入する
と1kg未満となる出荷を含む）を実数で記載してくださ
い。そのため、「出荷予定合計数量」は用途別の「出荷
予定数量」の合計値と一致しない場合があります。

3. 化学物質の製造等

(1)製造する事業所名及びその所在地(輸入予定の場合は製造される国名又は地域名を記入)

当該化学物質を製造する日本国内の事業所の名称と所在地(都道府県から番地まで)を記載してください。複数の事業所で製造する場合は複数箇所を記載してください。
 輸入予定の場合は、製造される国名又は地域名を記載してください。

(2)用途別出荷予

用途番号及び詳細用途番号

出荷予定数量

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

化学物質用途分類表より、該当すると考えられる用途を選択し、用途番号(3桁の数字)と詳細用途番号(1文字のアルファベット)で記載してください。

詳細用途番号で、アルファベットが「y」又は「z」の場合は具体的用途を記載してください。

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	具体的用途 ()	<input type="text"/>	(kg)
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	----------------------	------

②-2. 様式第 14 各項目の記載注意事項について

1. 届出書の種類及び届出者の氏名・住所

・届出書の種類及び適用条文（該当するものに○印を記入）

（１）～（４）のうち、届出をするものいずれか１つに“○”をしてください。

・法人番号

13桁の「法人番号」を記載してください。

法人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁が法人に対して指定した番号です。法人番号が不明な場合は、国税庁のウェブサイト等で確認してください。

個人事業者等法人番号を有していない場合は空欄としてください。届出書作成支援ソフトを利用される場合は、経済産業省化学物質安全室にご連絡ください。法人番号の代わりとなる番号を付与します。

2. 製造予定数量及び輸入予定数量等

(1) 化学物質名称等

第 2 種特定化学物質等の名称と番号

・第 2 種特定化学物質等の名称

「第 2 種特定化学物質の名称（政令名称）」又は「第 2 種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第 2 種特定化学物質の名称（政令名称）」を記載してください。

・物質管理番号

政令第二条における「号数」を、左詰めで記載してください。

物質管理番号欄が空欄の場合、届出書を受け付けることができません。ご注意ください。

・物質名称（1～3）

製造・輸入予定の化学物質が第 2 種特定化学物質の政令名称と一致しない場合は、その名称を記載してください。

・CAS 登録番号（CAS RN）（1～3）

上記の物質名称の CAS 登録番号を記載してください。

なお、CAS 登録番号がない場合に番号を取得することや、把握していない場合に有料データベースを検索することを求めているものではありません。

1つの物質管理番号に対して複数の CAS 登録番号がある場合は、1～3の枠にそれぞれの CAS 登録番号を記載してください。

(2) 製造予定数量、輸入予定数量及び出荷予定数量

記入単位は「kg」です。

製造、輸入、出荷の予定数量について、それぞれ小数点以下を四捨五入した数値で届出を行ってください（例：170.2 kgの場合は170 kg、1.5 kgの場合は2 kgとなります）。

予定数量等変更届出にて、数量変更する場合は、変更後の1年度分の予定数量を記載してください（例：製造・輸入予定合計数量30kg、製造予定数量10kg、輸入予定数量20kg、出荷予定合計数量30kgを届出していて、輸入予定数量を5kg増量したい場合は、製造・輸入予定合計数量35kg、製造予定数量10kg、輸入予定数量25kg、出荷予定合計数量35kgと届出してください）。

第2種特定化学物質使用製品の場合は、製品の重量を記載してください。

・年度計 製造・輸入予定合計数量

「製造予定数量」及び「輸入予定数量」には記載しない1kg未満の数量も含めた実際の予定合計数量を**実数**（小数点以下を四捨五入）で記載してください。

「製造・輸入予定合計数量」が1.0 kg以上の場合、届出の必要があります。

・年度計 製造予定数量 及び 年度計 輸入予定数量

製造、輸入各予定数量が1kg未満の場合は、各々記載不要です。

・年度計 出荷予定合計数量

3. (2)用途別出荷予定数量に記載した1kg以上の出荷予定数量の合計値ではなく、実際に出荷する全ての出荷予定数量（1kg未満の出荷を含む）の合計を**実数**で記載してください。そのため、「出荷予定合計数量」は用途別の「出荷予定数量」の合計値と一致しない場合があります。

出荷予定数量は製造又は輸入予定の年度にかかわらず、当該年度に出荷する予定の化学物質の数量となりますので、在庫の状況により製造・輸入予定合計数量と出荷予定数量の合計が一致しない場合があります。

・製品中に含まれる第2種特定化学物質の含有率

第2種特定化学物質使用製品の場合のみ、記載してください。現在、第2種特定化学物質使用製品として政令で指定されている製品は、「トリブチルスズ化合物を含有する塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）」のみです。

含有率に幅がある場合は、最大の含有率を記載ください。

1%未満の含有率を記載する場合は、届出書作成支援ソフトが使えませんが書面でご提出ください。

3. 化学物質の製造等

(1) 製造する事業所名及びその所在地（輸入予定の場合は製造される国名又は地域名を記入）

当該化学物質を製造する日本国内の事業所の名称と所在地（都道府県から番地まで）を記載してください。複数の事業所で製造する場合は複数箇所を記載してください。輸入予定の場合は、製造される国名又は地域名を記載して下さい。

(2) 用途別出荷予定数量

記入単位は「kg」です。小数点以下を四捨五入した数値で届出を行ってください（例：2.4 kgの場合は2 kg、150.7 kgの場合は151 kgとなります）。

用途別で「**出荷予定数量**」が1 kg以上ある場合は「**用途番号及び詳細用途番号**」を必ず記載してください。「出荷予定数量」が1 kg未満の場合は「用途番号」及び「出荷予定数量」の記載は不要です。

用途別出荷予定数量に変更があっても、出荷予定合計数量に変更がない場合は変更届出の提出は不要です。

・用途番号

出荷に係る用途は、「化審法に用いる化学物質用途分類表 Ver. 2」の中の用途番号（3桁の数字）及び詳細用途番号（1文字のアルファベット）から選択してください。出荷先等からの情報をもとに、該当する番号を選択してください。

「用途番号」の3桁の数字は一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質も含め、全区分の物質に共通です。

輸出の場合は、海外における用途にかかわらず、用途番号「199-a（輸出用のもの）」を選択してください。

用途分類及び詳細用途分類に当てはまると思われる番号が見当たらない場合には、用途番号「**198-z（その他の原料、その他の添加剤）**」を選択し、右側のカッコ内に「**具体的な用途**」を記載してください。

また、用途分類には該当する番号があるものの、詳細用途分類には当てはまるものが見当たらない場合には、用途番号「**△△△（3桁の番号）-y又はz（その他）**」を選択し、右側のカッコ内に「**具体的な用途**」を記載してください。

なお、「y又はz（その他）」以外の詳細用途番号を選択した場合は、右側のカッコ内に「具体的な用途」を記載する必要はありません。

(6) お願い

提出済みの届出書に記載した内容についてご相談等ある場合は、

「**IV. 提出及び問合せ先**」のメールアドレス宛てにご連絡ください。

※届出書に記載した届出者情報又は担当者情報に変更が生じる場合（法人にあつては合併等による法人の組織変更等がある場合を含む）には、事前に「**IV. 提出及び問合せ先**」のメールアドレス宛てにご連絡ください。

IV. 提出及び問合せ先

【提出先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
経済産業省 産業保安・安全 G 化学物質管理課
化学物質安全室 届出担当

【問い合わせ先】

E-mail : bz1-kashinhou-junbi@meti.go.jp

【別添1】第2種特定化学物質一覧

番号	政令名称	指定日
1	トリクロロエチレン	平成元年4月1日
2	テトラクロロエチレン	平成元年4月1日
3	四塩化炭素	平成元年4月1日
4	トリフェニルスズ=N, N-ジメチルジチオカルバマート	平成2年1月6日
5	トリフェニルスズ=フルオリド	平成2年1月6日
6	トリフェニルスズ=アセタート	平成2年1月6日
7	トリフェニルスズ=クロリド	平成2年1月6日
8	トリフェニルスズ=ヒドロキシド	平成2年1月6日
9	トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が9、10又は11のものに限る。）	平成2年1月6日
10	トリフェニルスズ=クロロアセタート	平成2年1月6日
11	トリブチルスズ=メタクリラート	平成2年9月12日
12	ビス（トリブチルスズ）=フマラート	平成2年9月12日
13	トリブチルスズ=フルオリド	平成2年9月12日
14	ビス（トリブチルスズ）=2, 3-ジプロモスクシナート	平成2年9月12日
15	トリブチルスズ=アセタート	平成2年9月12日
16	トリブチルスズ=ラウラート	平成2年9月12日
17	ビス（トリブチルスズ）=フタラート	平成2年9月12日
18	アルキル=アクリラート・メチル=メタクリラート・トリブチルスズ=メタクリラート共重合物（アルキル=アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。）	平成2年9月12日
19	トリブチルスズ=スルファマート	平成2年9月12日
20	ビス（トリブチルスズ）=マレアート	平成2年9月12日
21	トリブチルスズ=クロリド	平成2年9月12日
22	トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ=ナフテナート）	平成2年9月12日
23	トリブチルスズ=1, 2, 3, 4, 4a, 4b, 5, 6, 10, 10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1, 4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）	平成2年9月12日
24	ポリ（オキシエチレン）=アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）	令和7年4月1日

【別添2】第2種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品一覧

第2種特定化学物質	製品
トリブチルスズ化合物 (番号 11~23)	塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）

【参考】届出に関する参照情報（様式等）

- 様式第 13 監視化学物質又は第 2 種特定化学物質等製造数量等届出書
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/todokedeyoushiki_dai13_2025.xlsx
- 様式第 14 第 2 種特定化学物質製造(輸入)予定数量届出書又は変更届出書（第 2 種特定化学物質使用製品輸入予定数量届出書又は変更届出書）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/2toku/todokedeyoushiki_dai14_2025.xlsx
- 都道府県コード表
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/table_prefecturecode.pdf
- 国・地域別コード表
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/table_countrycode.pdf
- 化審法に用いる化学物質用途分類表 Ver. 2
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/yusenyoto_2019fy.pdf
- 用途分類解説資料
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/yotokaisetsu_2019fy.pdf
- e-Gov 初心者ガイド（全編）
https://shinsei.e-gov.go.jp/sites/default/files/filebrowser/e-gov/doc/preparation/beginner/beginner_all_v3.pdf
- e-Gov 電子申請システムを利用した届出マニュアル
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippansystem/e-gov_manual.pdf
- 届出書作成支援ソフトの入手
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/menseki_jikou.html
- 一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等の記載要領
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/manual_2026FY.pdf
- G ビズ ID について
<https://gbiz-id.go.jp/top/>